

カーボン・オフセット推進ネットワーク 会則の改正（新旧表）

平成 23 年 5 月 10 日の第 3 回通常総会にて、以下の会則改正について可決されました。

旧会則	改正後
<p>第 4 条（会員）</p> <p>(5) 地方公共団体は、第 5 条第 1 項により会費を免除することから総会における議決権を持たない。ただし、第 5 条に定める会費を支払った地方公共団体においては議決権を持つものとする。</p>	<p>第 4 条（会員）</p> <p>(5) を全文削除</p>
<p>第 5 条（年会費）</p> <p>(1) 会員は 1 口 5 万円の会費を原則として年会費として支払う。</p> <p>(2) 年度途中の入会においては全額を支払うこととする。年度途中における口数変更を可能とするが、一度支払った年会費は返却しない。</p> <p>(3) (1) に定める規定につき、特別の取り扱いを求める会員については、理事会の決定によりその扱いを別に定める。</p>	<p>第 5 条（年会費）</p> <p>(1) 会員は 1 口 5 万円の会費を原則として年会費として支払う。</p> <p>(2) <u>新規加入の会員は、入会時に当該年度の会費を一括納入するものとする。ただし、10 月 1 日より 3 月 31 日までの間に入会する場合には当該年度の会費は一口あたり 25,000 円とする。</u></p> <p>(3) <u>年度途中における口数変更を可能とするが、一度支払った年会費は返却しない。</u></p> <p>(4) (1) に定める規定につき、<u>別の</u>取り扱いを求める会員については、理事会の決定によりその扱いを別に定める。</p>

当該改正については平成 23 年 5 月 10 日より施行する。